

令和 7年 6月20日

北海道知事 鈴木 直道 殿

学校法人 北工学園

理事長 磯田 憲一

~~大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項第三号に基づく届出について~~

令和2年6月29日付けで大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第3条第2項に基づく確認を受けた旭川福祉専門学校について、下記のとおり、確認大学等の名称の変更がありましたので、同法第7条第1項第三号の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更があった事項

確認大学等の名称 （変更前）旭川福祉専門学校
（変更後）東川国際文化福祉専門学校

2. 変更年月日

令和7年4月1日

3. その他参考となる事項

本校に設置する日本語学科及び介護福祉科に、現在、在籍数の過半数を留学生が占める国際色豊かな学校であること。

また、学校の所在地が東川町であることを明確にすることで、地域感覚のずれを無くし、地域に根付く学校として地域住民から受け入れられ易くするため。

（本件問合せ先）

学校法人北工学園 法人本部事務局

事務局次長 藤田 恵二

電話：0166-82-4520